

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

我が国では、高齢者、障害のある人、児童などの属性に応じた公的制度が発展し、専門的な支援が提供されてきました。

しかしながら、近年、少子高齢化や人口減少、地域・家庭・職場といった人々の生活領域における支え合いの基盤の脆弱化に伴い、複数分野の課題を抱え、包括的な支援を必要とする個人や世帯が浮き彫りとなってきました。属性ごとに整備された従来の『縦割り』制度では対応が難しくなっているのが現状です。

そこで、制度・分野ごとの『縦割り』や「支える側」「支えられる側」という関係を超えた「人と人とのつながり」を再構築することで、様々な困難に直面した場合でも、孤立せず、その人らしい生活を送ることができる「地域共生社会」の実現が求められ、社会福祉法の改正をはじめ、様々な施策が創設されています。

本会では、「みんなが安心して暮らせる支え合いのまちづくり」を基本理念として、計画的に地域福祉を推進するために、平成6年度から「地域福祉活動計画」を策定し、地域住民や社会福祉の関係者が互いに協力して、地域社会の福祉課題を解決する取り組みを進めてきました。

平成28年度からの第五次計画では、社会福祉法人の「地域における公益的な取組」や企業の社会貢献活動とも連携した「ふれあいネットワーク活動推進事業」の充実・強化、ボランティア・市民活動の振興、課題を抱えた人たちを支援する地域福祉人材の育成や福祉教育の推進、地域生活課題の解決に向けた相談体制の強化などに取り組みました。

第六次計画においては、行政と社会福祉協議会が一体となって本市の地域福祉を進めていくために、「北九州市の地域福祉2021～2025」（北九州市地域福祉計画）と整合性を図りながら、校(地)区社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会、NPO・ボランティア団体のほか、社会福祉法人や企業、保健・医療・教育などの関係機関などが協働して、民間の立場から行政計画を推進するという地域福祉活動計画の責務と使命を果たし、「みんなが安心して暮らせる支え合いのまちづくり」の実現をめざします。